

# 確 約 ( 誓 約 ) 書

令和 年 月 日

さつま町長 日高 政勝 様

住所

氏名

印

私は、この度さつま町営住宅への入居を申し込みましたが、入居予定者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員ではないことを申し立てます。

また、今後も暴力団対策法に抵触する暴力団等へは加入いたしません。

更に、家族若しくは家族になろうとする者が、現に暴力団員である者またはその疑いのある者である場合は、同居しません。

入居予定者または同居予定者のうち、暴力団員等の疑いのもたれた者の情報を、所轄の警察署へ照会されても異議は申しません。

入居後に暴力団員であることが判明した場合には、明渡請求と損害賠償請求に応じます。

退去する場合は、関係法令等の規定に従います。

更に、過去に暴力団等の構成員だったことをかさに、団地内居住者はもとより、一般社会人に対しても威嚇したり暴力をふるう等の行為は行いません。

なお、後日上記申し立てが虚偽であると判明しましたら、明け渡しに同意するとともに、退去に伴う届や手続きについての指示または通知に従います。

**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日  
法律第七十七号）**

一般に**暴対法**、**暴力団対策法**、**暴力団新法**としても知られる。

（定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 **暴力的不法行為等** 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 **暴力団** その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 **指定暴力団** 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 **指定暴力団連合** 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 **指定暴力団等** 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 **暴力団員** 暴力団の構成員をいう。

七 **暴力的要求行為** 第九条の規定に違反する行為をいう。

八 **準暴力的要求行為** 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。